

学位論文題名

刑事訴追理念の研究

学位論文内容の要旨

1. 戦後我が国の刑事訴訟法学は、刑事訴訟法の解釈において、平野龍一博士の提唱した「当事者主義」理念を導きの糸として、被疑者・被告人の人権擁護のために刑事訴訟の弾劾化を目指してきたと言ってよい。

しかしながら、学会の意図とは逆に、実務においては、自白の獲得を主たる目的とした「糾問的捜査観」に基づく「精密司法」が定着していると言える。このような実務が定着した責任は、治安維持を優先し、犯罪の処罰を重視してきた警察・検察及びそれを追認してきた裁判所の実務に求めることは間違いではないが、学会の理論的営為にも欠陥はなかったのかを問い直すことが必要であろう。そのような視点で戦後の刑事訴訟法学の歩みを見直す時に気づくのは、「当事者主義」「弾劾的捜査観」「デュー・プロセス論」とは理念的な整合性を持たない筈の刑事訴追理念としての「国家訴追主義」をアプリアリの前提にして刑事訴訟理論を構築しているという事実である。従って、本論文（本書）のテーマは、刑事訴追理念としての「国家訴追主義」に対立する「私人訴追主義」の成立過程及び「国家訴追主義」との対抗関係を歴史的に分析し、現行刑事訴訟法を「私人訴追主義」の観点から解釈し直すことである。

2. 刑事訴追理念としての「私人訴追主義」を検討する場合に、分析・検討の対象とすべき制度は、イギリスの訴追制度である。というのは、イギリスは「1985年の犯罪訴追法（Prosecution of Offences Act 1985）」によって、初めて、全国的規模の訴追機関である公訴官制度（Crown Prosecution Service）を採用したが、それまでは、全国的な規模での訴追機関は存在せず、理念的には、すべての訴追は私人に委ねられていたからである。更に、新たに創設された公訴官制度も大陸法の制度や我が国の制度とは大きな違いがあり、依然として私人訴追主義の理念は維持されているからである。

そこで、本論文においては、イギリスにおける訴追制度の変遷を、第1章 イギリスにおける私人訴追主義の揺籃期、第2章 近代私人訴追主義の源流—犯罪訴追協会—、第3章 イギリス刑事法の近代化—法執行制度の変遷を中心として—、第5章 現代イギリスの訴追理念—公訴官（Crown Prosecutor）の創設—において、論述した。

まず、第1章において、イギリス中世の被害者訴追制度を検討した。すなわち、イギリスの制度も古代においては、古代ゲルマン社会の制度と大きな違いはなく、犯罪の訴追は被害者及び被害者が属する氏族や血族の手に委ねられていた。氏族の紐帯の弛緩と国王権力が台頭する中世においては、「フランクの糺問」と呼称される手続を生み出すが、イギリスと大陸との分岐は、12世紀以降に始まる。その分岐を促したのは、大陸においては、被害者訴追の衰退の間隙を埋めるために職権訴追制度が採用され、糺問主義手続へと発展して行ったのに対して、イギリスにおいては、民集に基盤を置く告発陪審が創設され、後に大陪審と小陪審へと発展する陪審制度が採用されたという訴追制度の違いが大きな影響を与えたことを析出した。

第2章においては、イギリスの近代における刑事司法改革において、いかにして私人訴追主義が維持されたかを分析するために、犯罪訴追協会（Association for the Prosecution of Felons）を検討した。近代的な警察が創設される時期にイギリス人が、犯罪訴追協会を組織し、刑事訴追権を自らの手に保持したことが、私人訴追主義の伝統を維持するために寄与したと考えたからである。

第3章においては、近代刑事法の基本的なイデオロギーである「罪刑法定主義」に基づく実体法の改革とは、異なった発展を遂げたイギリスの制度を分析した。法執行制度の変革を中心として近代化が行われたイギリスにおける警察・検察制度の創設の試みがコミュニティーの理解と協力なしには実現しなかったことを検証し、私人訴追主義がイギリスにおいて保持されていく社会的背景を分析した。

第5章においては、1985年の犯罪訴追法の成立過程における議論を分析し、新たに創設された公訴官制度が大陸諸国や我が国の検察官と異なった制度となった理由及び公訴官制度の創設が、イギリスの刑事訴追理念に与えた影響について検討し、イギリスにおいては、依然として私人訴追主義が維持されていることを論証した。

3. 刑事訴追理念としての私人訴追主義と国家訴追主義の対抗関係を分析・検討したのが、第4章である。イギリスとは異なり、大陸諸国においては、糺問手続が支配的となり、刑事手続の近代化は、糺問主義の克服を意味することとなったが、大陸諸国の刑事司法の近代化に大きな影響を与えたのは、フランス革命期に採用された制度である。それが、ドイツを初め、大陸諸国の模範とされて行くが、フランス革命期の改革者が範としたのが、イギリスの制度であった。従って、第4章では、フランス革命期の刑事司法改革及びそれを範としたドイツの刑事司法改革の変遷を訴追制度を中心に分析した。その結果、それぞれの国における自由主義・民主主義の成熟度が、訴追制度及び訴追理念に大きな影響を与えたことを論証した。

フランス及びドイツを分析の対象としたのは、我が国の近代刑事訴訟法の法典化において、範とされたのが、両国の制度であり、我が国の治罪法及び刑事

訴訟法の解釈に参考となると思慮されるからである。

4. 以上の検討を踏まえて、我が国の訴追制度の変遷及び現行司法制度の新たな評価と解釈・立法提言を行ったのが、第6章である。

訴追制度の変遷においては、我が国の治罪法がフランス法を継受し、それがドイツ法に倣って変質して行く過程を分析した。更に、戦後改革において、GHQの構想した訴追制度を検討し、それが、刑事訴追理念としての私人訴追主義に依拠したものであることを論証した。その成果に立って、現行憲法及び現行刑事訴訟についても、私人訴追主義に立脚していることを主張し、戦後改革において採用された付審判請求手続及び検察審査会制度の評価と解釈を示した。

すなわち、私人訴追主義の憲法上の根拠条文は、憲法第32条であること、それを受けて刑事訴訟法は、旧刑事訴訟法の告訴・告発に関する規定を大幅に修正し、告訴・告発を全件送致とし、告訴・告発を行った者に対して検察官が処分結果を通知することを義務付け、更に不起訴処分とした場合には請求により理由を告げることを義務付けたこと、職権濫用罪について不起訴処分に不服の告訴・告発した者の請求による付審判請求手続を新設したこと、検察官の民主的コントロールのために検察審査会制度を設けたものであるが、これらの規定は、私人訴追主義に立脚しなければ、その立法趣旨を理解できないことを明らかにした。また、付審判請求手続は、イギリスの付審判請求手続と同様の手続と解するのが適当であり、その手続への当事者の参加は権利であることを主張した。検察審査会は、私人訴追主義に立脚して、アメリカの大陪審をモデルとして新設された制度であるが、起訴相当の議決に法的拘束力が認められない点や起訴処分に対するコントロールが認められていない点に不備があることを指摘して、法改正を行うべきだと主張した（その主張は、平成16年5月の法改正で一部は実現された）。

5. 終章においては、本論文を総括すると共に、刑事訴訟法改正試案を提言し、私人訴追主義に立脚した刑事訴訟法についての立法提言を行った。また、犯罪被害者の法的地位を検討する前提として、私人訴追主義に立脚することが、必要であることを述べた。

そして、最後に、私人訴追主義についての今後の研究の方向を示唆した。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 白 取 祐 司

副 査 教 授 高 見 進

副 査 教 授 長 井 長 信

学 位 論 文 題 名

刑事訴追理念の研究

本論文は、著者が1981年から2003年にかけて、「私人訴追主義」に関して公表した論文を体系的に整理し、一部書き下ろしを加えたうえで全面的に再構成したモノグラフである。著者の問題意識は、今日通説化した刑事訴訟の当事者主義的理解、捜査における弾効的捜査観および手続の基本原則たるデュー・プロセス主義が、訴追手続に関して貫かれていないのではないかという疑問から出発し、比較法的検討によって析出された「私人訴追主義」という新たな訴追理念を、「国家訴追主義」に対置してみせた。ここに私人訴追主義とは、訴追権が究極的には国民に帰属すべきであるという理念のことであり、現行法の告訴・告発、付審判手続、検察審査会等も私人訴追主義の現れと理解されるべきだというのが著者の主張であって、決して被害者訴追制度の復権を説くものではない。

本論文（著書）の構成であるが、序章と終章を除いて全6章からなり、第1章から第3章まではイギリスにおける私人訴追主義の生成と発展、第4章で大陸にわたったイギリス型訴追制度の受容と変遷、第5章では1985年の全国規模の公訴官制度の創設がそれぞれ扱われ、第6章で日本における近代以降の訴追制度の成立・発展と現行法における解釈と立法提言を行うものとなっている。その概要は以下のとおりである。

古代アングロ・サクソン社会に行われていた被害者訴追は、封建制の発展とともに衰退していくが、「フランクの糺問」にみられるような職権訴追にもとづく糺問的な訴訟制度が発達し始める大陸と異なり、イギリスでは私人訴追の原則が維持され、イングランド国王によって創設された「告発陪審」は「大陪審」へと変貌を遂げる（第1章）。それと同時に、広義の被害者（社会に対する罪の「被害者」もある）は常に訴追権を保持しており、ときに訴追は義務だとされたが、実際に私人が逮捕から公判での立証を含む訴追（prosecution）を引き受けるのは大変な負担である。そこでイギリスでは、18世紀前後になって、犯罪訴追協会が各地に多数創設され、財政面を中心とした私人訴追への援助を行うようになった（第2章）。ところで、イギリスが私人訴追主義を一貫して保持してきた背景に、イギリス刑事裁判が、陪審制に端的にみられるように、コミュニティに基礎をおくものであることが挙げられる。近代化のための法執行機関の改革も、コミュニティの協力と統制下のもとで初めて可能だったのである（第3章）。他方、近代日本が参考にした西欧型訴追制度は、フランス・ドイツの糺問的訴追制度であった。ただ仔細にみれば、フランス大革命期の司法改革の気運のなかで、刑事訴追権を個人の自然権の発露と捉えこれ

を市民に付与する 1791 年デクレなどは、まさにイギリスに範をとった私人訴追主義といえる。ナポレオンの時代になって起訴陪審の廃止と強力な検察官が復権するが、それでもなお私訴制度は維持されたことに注意する必要がある（第 4 章）。他方、私人訴追主義を訴追理念とするイギリスにおいても、1985 年の犯罪訴追法によって中央集権的な組織をもつ公訴官制度を創設した。しかし、成立した公訴官制度は、大陸諸国の検察官と異なり、警察が訴追した事件を引き継ぐだけであり、一般市民も引き続き訴追権限は失ってはいない。訴追理念としての私人訴追主義はなお保持されているとみることができる（第 5 章）。さて、わが国は、近代的刑事司法制度を確立するためフランス・ドイツの糺問主義制度をモデルとして糺問的制度（糺問主義的検察官司法）を採用し、訴追についても国家訴追主義が採られた。それが新憲法、現行刑事訴訟法が制定され、刑事手続は弾劾主義的・当事者主義的なものに改められたが、訴追についてはなお「国家訴追主義」が採用されていると解するのが通説である。しかし、訴追理念の問題は、形式的に誰が訴追するかで決せられる問題ではないはずであり、当事者主義とデュー・プロセスを標榜する現行刑事訴訟法の理解としては、刑訴法 247 条は私人訴追主義の一形態である公衆訴追主義の規定であると読むべきである。また、付審判手続、検察審査会制度、告訴・告発などの諸制度も、私人訴追主義の観点から理解されるべきであり、必要な法改正も行われなければならない（第 6 章）。

以上が本論文の概要であるが、その論旨は明快であり、訴追権ないし訴追手続について当事者主義との不整合を放置してきた通説への批判は鋭く説得的である。本書の大半を占めるイギリスを中心とするヨーロッパにおける私人訴追主義の形成・発展の叙述も、法制史研究の成果に依拠しながら、ヴィヴィッドに描写されている。そこで、私人訴追主義の理念が歴史的にどのように生成されてきたのか、時間的順序を追いながら具体的に分析される過程は大変説得的であり、その独創性と論証の説得性は高く評価されるべきである。

さらに、本論文は後半部分で、このようにして析出された私人訴追主義の理念を、国家訴追主義を背景に検察官が強大な訴追権限を独占するわが国の現状に対して、いわばそのアンチテーゼとして提示し、現行法は国家訴追主義を採るという通説・判例の理解それ自体の妥当性を問う。その法的根拠として憲法 32 条を持ち出すことが成功しているかどうかはともかく、捜査、公判を貫く当事者主義的理解と国家訴追主義にみる訴追観とは相容れないところがあり、訴追権は究極的には国民に帰属するという「私人訴追主義」を採用することではじめて、当事者主義は手続全体を支配する原理となるとの著者の主張は、大変説得的である。これは訴追権をめぐる基本理念に関わる本論文の理論的成果であるが、私人訴追主義は、告訴・告発の位置づけ、付審判手続の解釈論、検察審査会制度の解釈論・立法論においても、その指針として大きな意義を有する。検察審査会については、2004 年の刑事訴訟法改正法で著者の主張に沿った法改正がなされている。

しかし他面において、本論文は、法制史的検討にかなりの分量を充てているが、その依拠する文献につき十分アップ・トゥ・デートされておらず、また必ずしも網羅的でもないこと、日本の現行法に影響を与えたアメリカ法について言及が乏しいこと、イギリス特有の原則ともいえる「私人訴追主義」を歴史的・社会的基盤の大きく異なるわが国に導入することに伴う困難性について検討が不足しているように思われることなど、幾つかの難点も認められた。しかし、本論文のもとになった各論文は、その初出時より学界に訴追権論争を呼び起こし、さらに、検察官の独占的訴追権行使に対する抑制理論として公訴権濫用論で対抗していた当時の学説に対して、私人訴追主義という新たな選択肢（訴追理念）を

提示するなど、わが国の訴追権理論の水準を高めるのに大変貢献したものであることなどを考慮すれば、上に指摘した若干の瑕瑾も本論文全体の学問的価値を損なうものではないと解される。

以上の次第で、本論文は、その論旨展開の体系性と説得性、理論における独創性と明晰性などを総合的に考慮した結果、審査委員全員一致により博士論文として十分に水準を超えているものと認められるとの結論に達した。